運 営 規 程

社会福祉法人 千 悠 会 デイサービス さくら

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千悠会が開設するデイサービスさくら(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び指定介護予防通所介護事業及び有料老人ホーム事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業にあたる従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、要介護者様等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびにご利用者様のご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

利用者様の心身状態の悪化防止心身の機能の維持ができるように日常生活上、及び機能訓練における目標を設定し、計画的な介護を行う。

居宅支援事業者、他の保健医療、福祉サービス提供者との連携に努める。

利用者様と家族に介護上必要な事項について懇切丁寧な説明を行い常に利用者様の心身の状況や置かれている環境を的確に把握することに努める。

日頃から介護学の進歩に対応し適切な介護技術で介護が行えるように 努める。

必要に応じて主治医との連携を緊密に行う。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 : デイサービスさくら

所在地 : 佐賀県小城市三日月町久米899

(職員の職種・員数・職務内容)

第3条 事業所に勤務する従業員の職種・員数・及び職務内容は次の とおりとする。

1 管理者1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の一元的に行うとともに、 通所介護計画の作成及びご利用者様・ご家族様への説明など、自ら も事業の提供にあたるものとする。

- 2 看護職及び介護職員
 - ・ 生活相談員 1名以上 生活相談員は、生活全般にわたるご相談を受け、その解決にあた る。
 - ・ 看護職員 1名以上 看護員は、介護職と協力し介護にあたるとともに、専門的な立場 からの看護提供を行う。
 - ・ 介護職員 1名以上 介護職員は、介護の専門職として看護員と協力しながら介護を提供する。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から日曜日までとする。

但し、第1日曜日、第3日曜日、第5日曜日は休業とする。

2 営業時間

午前8時30分から午後17時30分までとする。

3 サービス提供時間

午前9時00分から午後16時30分までとする。

(事業の利用定員)

第5条 事業の利用定員は、月曜日から土曜日までを1単位につき23人とする。

(事業の内容)

第6条 実施する事業の内容は、つぎのとおりとする。

- 1 7時間以上9時間未満の通常型
- 2 5時間以上7時間未満
- 3 3時間以上5時間未満
- 4 居宅と事業所間の送迎
- 5 機能訓練・入浴介助・食事介助・その他身の回りのお世話
- 6 相談業務

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 利用料及びその他の額

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める 事業の給付費の1割とする。
- 2 前項の費用及び要介護者様等に負担させることが適当を認められる費用の支払いを受ける場合には、要介護者様又はそのご家族様に対して事前に当該サービスの内容及び費用ついてはその都度、ご利用者様又はそのご家族様に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小城市・佐賀市・多久市とする。

(サービス利用についての留意事項)

第9条 要介護者等が事業所の提供するサービスを利用されるにあたっての 留意事項は次のとおりとする。

- 1 要介護者様等又はそのご家族様は、在宅中及び送迎前後等において要介護者様等の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業者の従業員に連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。
- 2 要介護者様等は事業所が提供するサービスを利用するにあたって、 他のサービス利用者の迷惑となる行動を慎まなければならない。
- 3 要介護者様等は、従業員の指導がない限り、事業所に設置されている事業を提供するために必要な専門の機器及び器具をみだらに使用してはならない。
- 4 ご利用者様の状況が急変した場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従うものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 緊急時における対応などは、次のとおりとする。
 - 1 日常的に情報を相互に提供しあう体制
 - ①当事業所から居宅介護支援事業所への情報の提供
 - ②当事業所から小城市の高齢障害福祉課やホットラインへの 情報提供
 - 2 事故及び状態変化発生時の対応としての連絡体制
 - ①当事業所からかかりつけ医への連絡・報告・救急車の呼び出し
 - ②当事業所から居宅介護支援事業所への連絡・報告
 - ③当事業所から佐賀中部広域連合やホットラインの情報提供
 - ④当事業所から利用者様の家族への連絡・報告
 - 3 その他
 - ①前項の事故の状況は記録しなければならない。又、事故が生じ た場合は、その原因を解明し是正、予防などの対策を講じる。
 - ②当事業所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は 損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害における対策などは、次のとおりとする。
 - 1 従業員は地震や火災などの非常災事に際して、要介護者様等の 人命確保を最優先とした避難・誘導等の措置をとる。
 - 2 従業員は、消火器等の消火設備・避難器具等の備付場所並びに その使用方法を熟知しておかなければならない。
 - 3 始業時又終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
 - 4 従業員は、非常災害を発見又はその発見の危険性を察知したとき は、臨時の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の 従業員に連絡し、所轄消防機関等に通報するなどその被害を 最小限にとどめるよう努めなければならない。
 - 5 消防法第8条に規定する、防火管理者は、非常災害に関する 具体的計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水 害及び地震等の災害に対処する為の計画)を策定するとともに、 当該計画に基づく消火・通報及び避難の訓練(年3回実施)等の 消防訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 虐待防止に関する事項は、つぎのとおりとする。
 - 1 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施 虐待防止に関する研修 年2回
 - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3 その他虐待防止のために必要な措置
 - 4 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 その他運営に関する重要事項は、つぎのとおりとする。
 - 1 事業所は、従業員の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けることとし、これに関わる業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ②継続研修 年2回
 - 2 従業員は、業務上知り得た要介護者様等又はそのご家族様の秘密 を保持する。
 - 3 業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、 退職後においてもこれを保持すべき旨を従業員との雇用契約内容 とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人千悠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この運営規定は令和7年4月1日より実施する。